

# 資料5

## 引込線に係る電柱添架 手続きの簡素化等について

平成17年7月28日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

## 光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等について(案)

NTT 東日本及びNTT 西日本（以下「NTT 東西」という。）の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設することは、NTT 東西と接続事業者の間における設備ベースの競争の進展を促すこととなり、FTTHの一層の発展につながることを期待できることから、その促進を目的として検討会を開催し、精力的に検討を進めてきたところである。

その検討内容を踏まえ、光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等について、以下のとおり試行的に実施することとする。

なお、本試行的実施は、その対象を本検討会に参加している電気通信事業者に限るものではない。

### 1. 添架ポイント

#### 【原則】

- 1) NTT 東西が引込ポイントとしている地上高において当該ポイント以外に添架が可能なポイントを一般添架ポイントとして利用できるように新たに開放する。その際、添架者の選択により、他の一般添架ポイントの空きの有無にかかわらず、そのポイントを利用することができる。
- 2) 新たに開放されるポイントに単独添架できない場合、添架者は従来の一般添架ポイントに単独添架することとする。
- 3) ただし、新たに開放されるポイントに単独添架できない場合であって、かつ、電力設備との離隔確保のための改修工事が必要な場合等、迅速かつ容易に従来の一般添架ポイントに単独添架できない場合は、添架者は、一東化によりNTT 東西のポイントにも添架することができることとする。

#### 【東京電力・関西電力の営業区域における適用】

ポイント	東京電力柱・NTT 東日本柱	関西電力柱	NTT 西日本柱
1) 新たに開放されるポイント	6.1m	引込用L字金具が設置されている地上高	
2) 従来の一般添架ポイント	6.4m 6.7m	上から2, 3ポイント目	
3) NTT 東西のポイント	5.5m 5.8m 6.1m	下から 2ポイント	下から 3ポイント

注) 電力保安通信線ポイント（東京電力柱：7.0mポイント、関西電力柱：上から1ポイント目）については、一定の条件を満たせば利用できる場合あり。（NTT 東西の共用柱については、電力柱に準じた扱いとなる。）

## 2. 申請手続き

- 1) 光引込線のような定型かつ大量の申込みについては、以下の方法により電柱共架申請手続きの簡素化・効率化を図ることとする。
  - ア 設備・工法についての事前協議を行うことにより、申請の都度行う確認を効率的に行う。
  - イ 添架に係る基本契約を予め締結することにより、個々の申請に係る契約については、四半期ごとにまとめて締結するとともに、申請書類の簡素化を検討する。
- 2) NTT東西柱においては、最初の申請時に併せて将来添架予定の引込線数について申請された場合には、当該引込線数の範囲内であれば、以後の引込線（単芯のものに限る。）の添架を通知により行えるようにすることとする。
- 3) なお、添架者は、電柱添架手続きの処理全体への影響に配慮し、具体的に敷設する計画がない電柱に申請を行うなど必要以上に申請することのないよう留意することとする。

## 3. 電柱使用料

電柱使用料については、従来的一般添架における使用料を適用することとする。

なお、接続事業者による当該電柱使用料の負担については、接続ルールにおける同等性確保の観点から検討する余地があるが、接続ルールの観点については、今後必要に応じて情報通信審議会の場合において別途議論することとする。

## 4. 試行的実施に係る事項

	東京電力エリア	関西電力エリア
実施区域	東京都内であって、一定の需要を見込める住宅地域を含むNTT東日本の数収容局エリア	大阪府内であって、一定の需要を見込める住宅地域を含むNTT西日本の数収容局エリア
実施期間	本検討会終了後、諸条件整備並びに関係者間協議が完了したものから順次開始とすることとし、6か月程度試行的に実施することとする。	

注1) 具体的な実施区域等については、平成17年9月30日までに決定し、総務省及び各電柱所有者のホームページにおいて掲示することとする。

注2) 試行的実施の状況については2か月ごとに本検討会の場合において検証し、本検討会の目的に照らし、必要に応じて実施内容を見直すこととする。

## **5. 工法等に係る事項**

1) 空きポイントに単独添架する場合の工法については、関係法令（道路法、有線電気通信設備令等）や各電柱所有者が新たに定める技術基準等を満たした上で、各添架者の責任において工事を実施する限り自由である。

ただし、敷設時の容易性だけでなく、保守・運用等の容易性にも配慮し、トラブルのない設備構築に努めることとする。

2) 関係各者においては、本試行的実施が開始されるまでの間に、可能な限り近接設置や一束化等を含む工法についての技術的な協議や検証用設備を用いた実地検証等を進めること。なお、今回接続事業者から提案があったN T T東西の装柱金物を用いた近接設置による添架方法等については、試行的実施の中で必要に応じて検討することとする。

以上